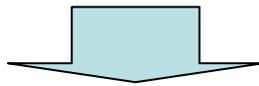
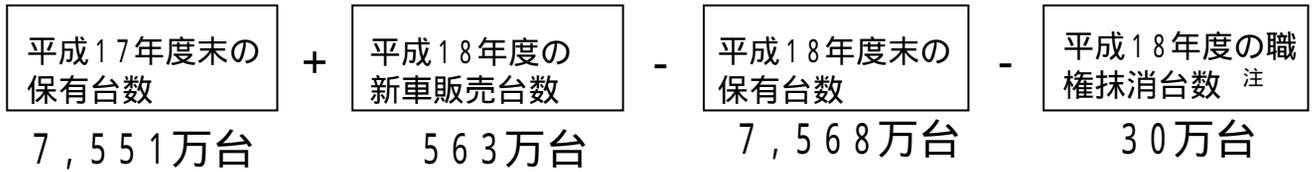


## 自動車リサイクル法における課題と対策

1. 法施行後の流通フローの状況
2. これまでの取り組み、最近の取り組み
3. 今後の課題と取り組み

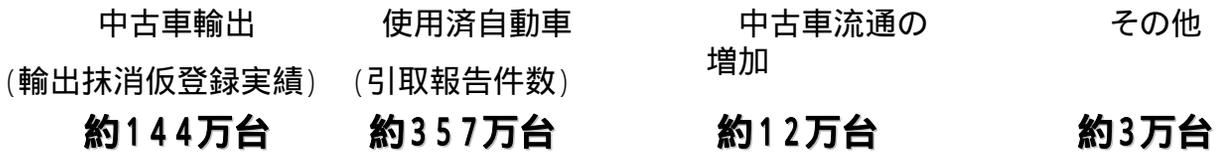
# 1. 法施行後の流通フローの状況

➤電子マニフェスト制度や改正道路運送車両法によって、流通ルートが次第に明確化。全体の流通フローから、使用済自動車は、概ね適正に処理がなされている。



平成18年度に抹消され、再登録されていない車両の台数

**約515万台**



(参考)平成18年度中古車輸出上位5か国

順位	国名	輸出台数	輸出額(億円)
1	ロシア	389,704	1,952
2	アラブ首長国連邦	114,491	345
3	ニュージーランド	95,017	398
4	チリ	60,143	144
5	カザフスタン	47,065	153

(財務省貿易統計から作成)

AA出品台数の増加  
**約30万台**

平成17年度出品台数  
812万台

(成約台数424万台)

平成18年度出品台数  
845万台

(成約台数452万台)

(NAK調べ)  
AA出品台数の登録車:  
一時抹消車比率  
(矢野経済研究所調べ) = 6:4

$30万 \times 0.4 = 12万台$

盗難車 約3万台  
(平成18年盗難台数  
約3万6千件)  
(警察庁統計)

登録自動車が滅失、用途廃止等されているにもかかわらず、所有者が永久抹消登録の申請をしないときは、国土交通大臣は当該所有者に催告を行い、催告に応じない場合は、職権で永久抹消登録を行う。(道路運送車両法第15条第4項、第5項)

## 2. これまでの取り組み、最近の取り組み

- 自動車リサイクル法施行とともに、新規参入や既存事業拡張を行う事業者が増加し、自動車リサイクルを取り巻く関係事業者間の競争が激化。
- このような状況下、事業者間の適切な競争を確保し、違法行為や不適正行為が生じぬよう、国及び関係自治体、関係団体においては、関係事業者に対する法の遵守徹底に向けた取組を実施。(これまでの取り組み)
- また、最近の取り組みとしては、違法解体による不正輸出を防止するための水際対策や、フロン類・エアバッグ類の適正処理にむけた調査・指導や、使用済自動車の流通ルートの特明確化のための一時抹消登録車両調査を行った。

### 1. これまで講じてきた主な取り組み

#### (1) 無許可営業、遅延報告への対処(平成16年9月、11月)

無許可営業の告発の方法等について示し、指導に従わない無許可業者については積極的に告発するよう地方自治体に依頼。また、事業者が電子マニフェストによる報告を一定期間内に行わなかった場合、その旨が自治体に対し連絡(遅延報告)され、この場合の事業者に対する具体的な指導マニュアルを作成。

#### (2) リサイクル料金の転嫁の禁止(平成16年12月、17年1月)

リサイクル料金は、使用済自動車の最終所有者が支払うこととなっているところ、使用済自動車を恣意的に中古車として引取り、次の事業者へリサイクル料金を持たせることは独占禁止法違反(優越的地位の濫用)に該当する可能性があり、その旨を関係団体に対して文書にて注意喚起。

#### (3) 使用済自動車と中古車の区別の明確化(平成17年8月)

施行後半年が経過しても、引取業者における使用済自動車と中古車の区別が十分に徹底されていない懸念があったため、引取業者の関係団体に対して文書にて注意喚起。これは、最終所有者からクルマを引取る際には中古車と使用済自動車を明確に区別すべきであり、引取業者が一方的に中古車扱いとして引き取ることは違法であること、また、リサイクル料金の支払いは法に従い最終所有者に求めるべきことを改めて、関係団体を通じて説明会を開催するなどして周知徹底を図った。

#### (4) オートオークション会場における対応徹底(平成17年10月)

日本オートオークション協議会は、国との協議を踏まえ、「リユースコーナー」とその流札車輛の対応について」と題する文書を取りまとめ、会員のオークション会場に対し、その周知徹底を図ったところ。本とりまとめは、オークション会場における、低年式車、多走行車等が流札した場合の取扱いにつき、自動車リサイクル法遵守に向けた取組を求めたもの。これを受け、各オークション会場では取扱方針を定め、これに基づいた運営を行うこととしている。

## 2. 最近の取り組み

### (1) Yahoo!オークションでの警告文の掲載

インターネット上のオークションサイトにおいて、中古エアバッグ類の販売がされているため、使用済自動車からエアバッグ類を処理することは自動車リサイクル法における解体業者のみ可能な行為であること、また、処理されたエアバッグ類の再販売は禁止されている旨を告知・掲載。

#### Yahoo!オークション

##### オークション > お知らせ

##### 使用済自動車の自動車部品の取り扱いについて (2006年11月21日)

使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)により、使用済自動車の自動車部品等の取り外しや回収などを事業として行う場合は、都道府県から解体業の許可が必要とされています。

また、許可を受けた解体業者は、使用済自動車からエアバッグを適正処理することが義務づけられており、これを再販売することは法律上禁止されております。無許可での営業や解体業者によるエアバッグの再販は罰則が適用されますので、使用済自動車の自動車部品等を取り扱う際には十分ご注意ください。

### (2) 解体自動車(廃車ガラ)の輸出申告時における移動報告の確認

新潟県において無許可解体等による解体自動車不正輸出される報道を契機として、解体自動車(いわゆる廃車ガラ)を輸出する場合は、輸出申告時に自動車リサイクル法に基づき解体自動車の全部を利用する方法として廃棄物に該当しないものであることを確認するため、解体自動車の全部利用に係る電子マニフェストの画面印刷物の提出を求めることとする運用を、平成18年12月から、新潟県(東港・西港・直江津港・柏崎港)において開始した。(参考14)

今後、同運用の効果を検証しながらも、輸出申告時における電子マニフェストの提示を検討していく。

[添付を求めているマニフェスト画面]

車台番号	引取報告日	引取元事業者/事業所名	引取報告日	引取先事業者/事業所名	引取先引取報告日	車台選択
MCT19200150358	2006/10/28	ZTS組JPO1 ZTS組JPO1本社	2006/10/10	テスト電研株式会社 テスト電研株式会社 六門営業所	2006/10/10	閲覧

### (3) フロン類・エアバッグ類に関する装備相違確認調査・指導

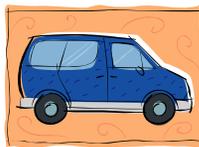
▶出荷時情報と、引取業者が使用済自動車の引取時に確認した装備情報が乖離している場合が存在するが、このうち出荷時情報でフロン類やエアバッグ類の「装備あり」の自動車が、引取時に「装備なし」と報告されている場合は、事故や長期間の使用に伴う自然漏洩などの原因を除き、引取業者によるフロンの大気放出や、エアバッグ類の不正転売などの不適正処理の恐れがある。  
 ▶このため、こうした装備情報の乖離が多い事業者に対して立入検査を行い、フロン類88事業者、エアバッグ類50事業者に対して、指導・勧告等を行った。(参考15)

<メーカー出荷時情報>



フロン類  
 「あり」  
 エアバッグ類

<引取時情報>

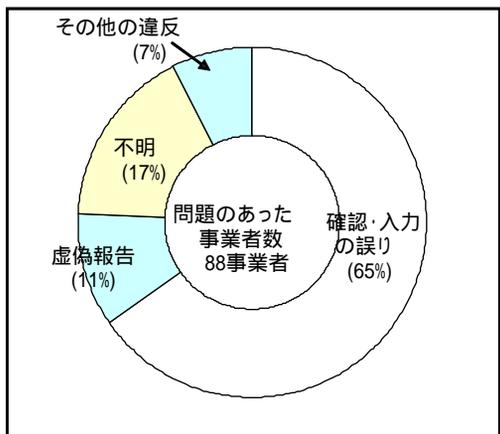


~~フロン類~~  
 「なし」  
~~エアバッグ類~~

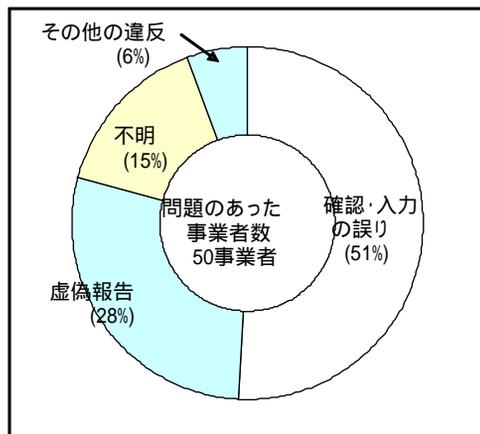
【調査対象事業者の状況】

		フロン類	エアバッグ類
要調査自治体数		101	93
調査実施自治体数		101	92
未実施自治体		-	1
調査実施事業者数		583	349
対応	確認を怠る等の問題のあった事業者数	88	50
	指導	34	20
	勧告	6	4
	指摘	48	26
その他の違反事業者		7	3

不適切な取扱いの内容(フロン類)



不適切な取扱いの内容(エアバッグ類)

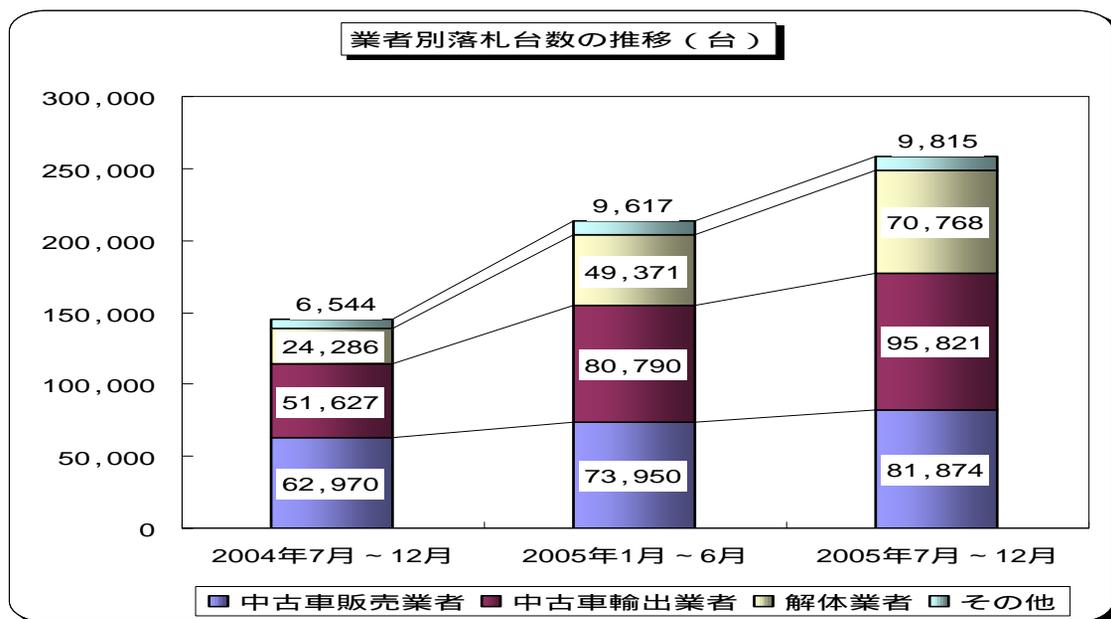


## (4) オートオークション・リユースオークションの動向調査

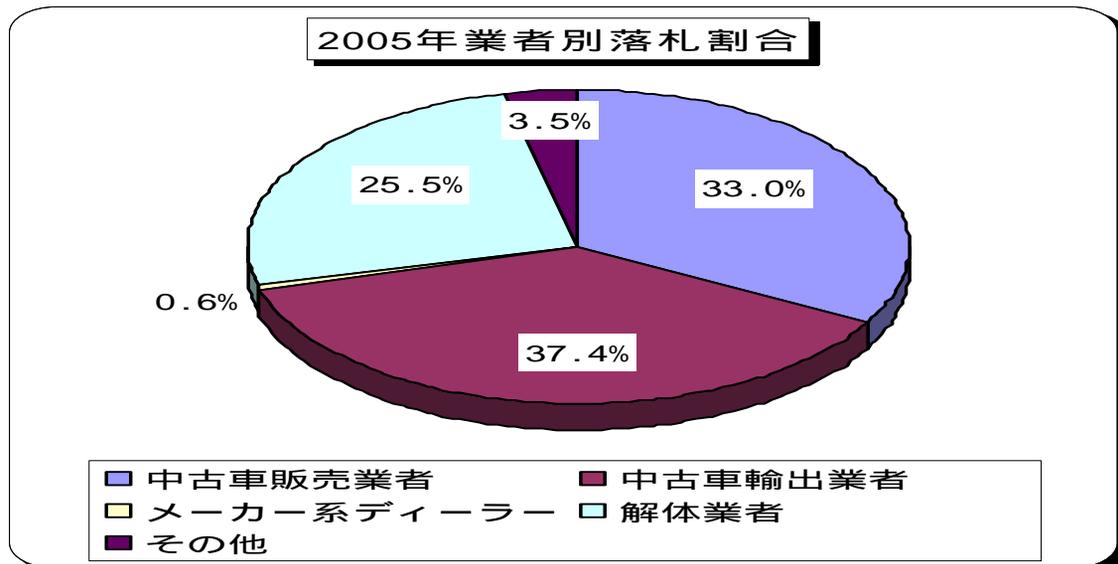
▶オートオークション会場は、中古車売買市場として拡大を続け、2005年には、出品台数約800万台に達している。そのなかで、低年式・低価格・多走行の車両を取り扱うリユースオークション市場も拡大し、2005年に約80万台の出品台数となっている。(落札台数は約47万台)

▶リユースオークション市場は、海外からの旺盛な日本車輸出需要、使用年齢の増加、鉄・非鉄スクラップの高騰を背景に、中古車輸出業者(37.4%、約18万台)、中古車販売業者(33.0%、約16万台)、解体業者(25.3%、約12万台)による競合が激化している。(参考16、17)

### 【落札台数の推移】



### 【落札台数の業者別割合】



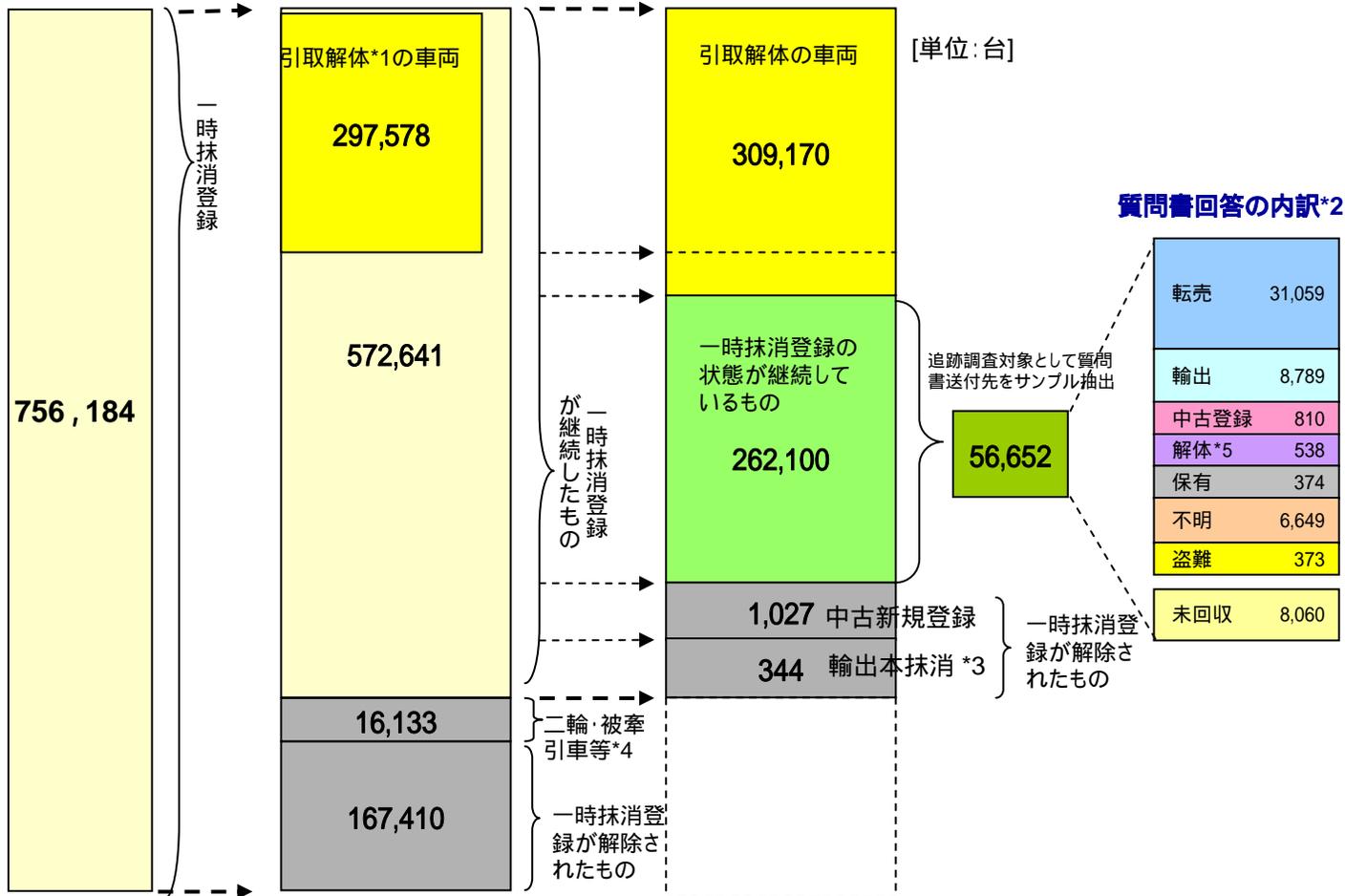
## (5) 一時抹消登録車両調査

▶平成17年3月に一時抹消登録され、1年以上一時抹消登録が継続している車両(道路運送車両法第18条第1項催告その他措置の対象車両)から、電子マニフェスト上で引取解体されている各種車両データを差し引き、100台以上の一時抹消登録車両の大量保有者を中心に、453事業者の56,652台の車両にアンケート調査を行った。(参考18)

平成17年3月に一時抹消登録された車両

平成18年3月時点の状況

車両状況追跡調査用データ作成により判明した状況(平成18年11月末時点)



\*1 自動車リサイクルシステムの引取工程での移動報告が実施された時点を取引解体と定義

\*2 回答率は約86%

\*3 輸出本抹消制度は平成17年7月から開始

\*4 一時抹消登録が継続している二輪・被牽引車等

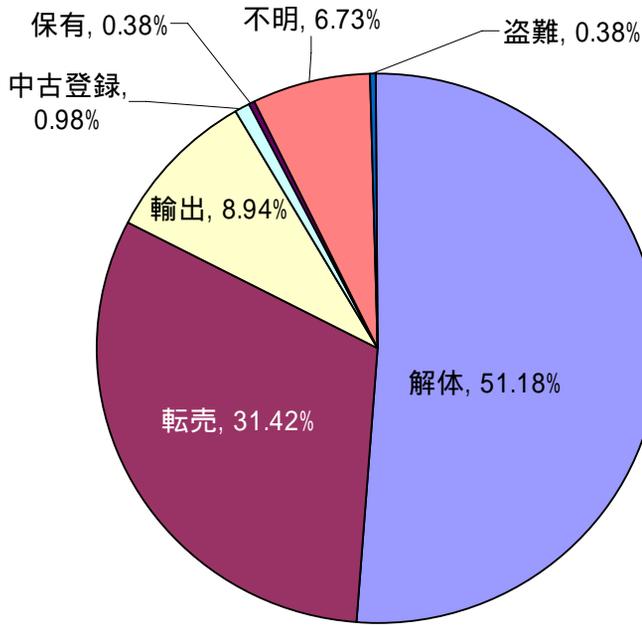
\*5 自動車リサイクル法施行前の引取等により解体されたもの

## (5) 一時抹消登録車両調査

➤以上のアンケート結果を踏まえ、平成17年3月に一時抹消登録され、平成18年3月末時点まで一時抹消登録状態にある車両572,641台の平成19年1月末時点の状況は、解体が約51%、転売が約31%、輸出8%であり、大半が適正に処理されていることが判明した。一方で、今後転売後の動きや不明車両については、引き続き調査を進めていく。

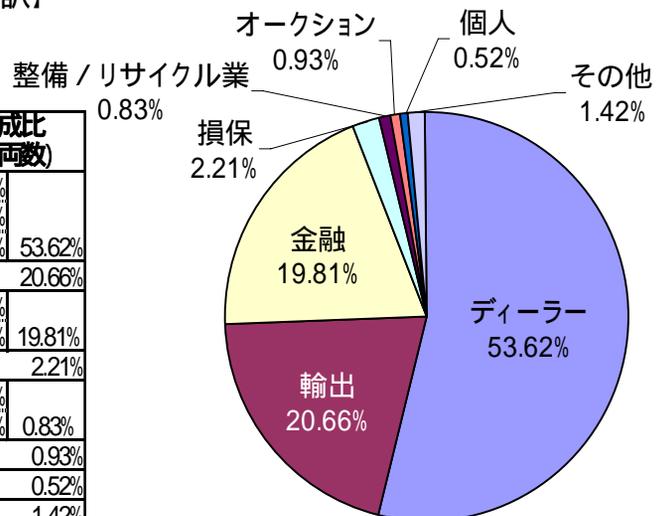
➤なお、追跡対象車両中、100台以上の一時抹消登録車両の大量保有者は、225保有者、53,881台の車両が抽出され、半数がディーラーが占めた。

### 【結論】【一時抹消登録車両の推計】



### 【参考】【一時抹消登録車両100台以上保有者の内訳】

業種	保有者数	車両数	構成比 (保有者数)	構成比 (車両数)
ディーラー	新車	117	24.44%	45.36%
	新車(商用)	5	2.22%	1.44%
	中古車	11	4.89%	6.82%
輸出	50	11,133	22.22%	20.66%
金融	リース	19	8.44%	17.96%
	信販	4	1.78%	1.85%
損保	6	1,191	2.67%	2.21%
整備/リサイクル業	解体・破砕業	1	0.44%	0.42%
	整備業	2	0.89%	0.41%
オークション	3	499	1.33%	0.93%
個人	1	279	0.44%	0.52%
その他	6	766	2.67%	1.42%
総計	225	53,881	100.0%	100.0%



### 3. 今後の課題と取り組み

- ▶保有されている自動車の正確な状況の把握、適正なりサイクルの実施のため、昨年度行った一時抹消登録車両調査を継続し、使用済自動車の引取状況について、流通ルートの更なる明確化を図る。
- ▶自動車リサイクル法において違法行為や不適正行為の是正に向け監視・指導を徹底し、関連事業者の法遵守徹底に向けた調査を進める。
- ▶引取業者の義務の履行や、自動車リサイクルにおける適正処理の監督のため、一般ユーザーによる監視機能を強化する。
- ▶順次始まっている登録・許可更新については、自治体とJARCと連携を行い、効率的な更新作業を進めていく。

#### 1. 更なる流通ルートの明確化

電子マニフェスト制度や改正道路運送車両法によって、使用済み自動車の流通フローが「みえる流通フロー」へと変化してきたが、自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の適正処理を推進するためには、「使用済自動車」として処理される前の流通プロセスの透明性も確保されることが重要。

昨年度は、1年以上一時抹消登録されている車両のサンプル調査を行ったが、改正道路運送車両法の運用の移行期であったことなども踏まえ、流通ルートが完全に明確化されたとは言い難い。

保有されている自動車の正確な状況の把握、適正なりサイクルの実施という一体不可分な政策課題に対応するため、国土交通省、経済産業省、環境省で、自治体との協力のもと、本年度も一時抹消登録中が継続している車両の追跡調査を行うことによって、更なる流通ルートの明確化に努める。

また、本調査によって流通ルートが把握できないものについては、道路運送車両法第18条第1項に基づく措置を検討する。

#### 2. 違法業者対策の更なる強化

無許可業者による違法解体、フロン類の大气放出、エアバッグ類の違法再販などの違法行為について、自治体を通じて、引き続き、全国的な調査・立入検査を行い、悪質なケースにおいては告発を含めた指導改善を進めていく。

また、廃車ガラの不正輸出などの違法行為についても、関税局と連携を進め、水際対策の強化を図る。

### 3. ユーザーへの広報活動の重点化と監視機能の強化

最終ユーザーが「使用済自動車」として車両を引き渡す場合は、当ユーザーにおいて廃車にする意思を明確化することが必要。また、同時に引取業者は、自動車リサイクル制度の入口として、その意思を確認することが必要。

しかし、上記のような確認が行われず、車両が「下取り」されている場合は、当該車両が、「中古車」として転売されたのか、「使用済自動車」として処理されたのかが不明となっている。また、最終ユーザーが「使用済自動車」として引き渡したのにもかかわらず、「中古車」として転売され、リサイクル料金が返還されない悪質なケースも報告されている。

こうした問題に対応するため、

- 1) 今後の広報活動は、自動車リサイクル料金の取り回しやリサイクル料金の使途や使用済自動車の引渡の際の注意点などに重点を置いて、多様な広報媒体を用いて自動車リサイクルの理解活動を進めていく。
- 2) 更に、最終ユーザーが、「使用済自動車」として車を引取業者に引渡した後に、リサイクルシステムにアクセスし、当該車両が「中古車」としてではなく「使用済自動車」として適切に処理されていることが確認できるシステムを構築することにより、ユーザーからの関係事業者における適正処理の監視機能の強化を図る。

### 4. 事業者の登録・許可更新対応の効率化

使用済自動車の引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者の登録・許可の有効期限は5年間となっている。

自動車リサイクル法における登録・許可更新作業は、原則は平成21年7月から開始するが、自動車リサイクル法施行前からフロン回収破壊法において、引取業者・フロン類回収業者の登録を行っていた事業者は、平成19年4月から登録満了日を迎え、更新時期を迎えているところ。

事業の継続を希望する事業者が、登録・許可更新を行った場合は、自治体における登録・許可更新手続きから、更新データを自動車リサイクルシステムにおいて受領することとし、当該事業者があらためて自動車リサイクルシステムの事業者情報登録センターへ登録書類を提出することを不要とすることで、登録・許可更新の効率化を図る(参考19)。